注１　ｆは、MHzを単位とする周波数とする。

注２　Δｆは、kHzを単位とする占有周波数帯幅の許容値の端からの離調周波数とする。

イ　高調波発射の強度の許容値は、任意の３MHz幅の等価等方輻射電力が（－）38dBW以下である値とする。

⑵　最大等価等方輻射電力が15dBWを超える送信設備

ア　不要発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
230MHz以下	任意の100kHz幅における尖頭電力が（－）85.6dBW以下
230MHzを超え1,000MHz以下	任意の100kHz幅における尖頭電力が（－）78.6dBW以下
1,000MHzを超え1,559MHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が（－）71dBW以下
1,559MHzを超え1,605MHz以下	任意の１MHz幅における平均電力が（－）70dBW以下
1,605MHzを超え1,610MHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 －80＋34／５（ｆ－1605）dBW
1,610MHzを超え1,625.8MHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が（－）46dBW以下
1,625.8MHzを超え1,661.2MHz以下	任意の３kHz幅における平均電力がそれぞれ次の値以下 ⑴　Δｆが０kHzを超え10kHz以下の場合は、５dBW以下 ⑵　Δｆが10kHzを超え20kHz以下の場合は、（－）10dBW以下 ⑶　Δｆが20kHzを超え100kHz以下の場合は、（－）15dBW以下 ⑷　Δｆが100kHzを超え200kHz以下の場合は、（－）25dBW以下 ⑸　Δｆが200kHzを超え700kHz以下の場合は、（－）35dBW以下 ⑹　Δｆが700kHzを超える場合は、（－）45dBW以下
1,661.2MHzを超え1,690MHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が（－）46dBW以下
1,690MHzを超え3,400MHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が（－）71dBW以下
3,400MHzを超え10.7GHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が（－）65dBW以下
10.7GHzを超え21.2GHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が（－）59dBW以下
21.2GHzを超え40GHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が（－）53dBW以下

注１　ｆは、MHzを単位とする周波数とする。

注２　Δｆは、kHzを単位とする占有周波数帯幅の許容値の端からの離調周波数とする。

イ　高調波発射の強度の許容値は、任意の100kHz幅の等価等方輻射電力が（－）38dBW以下である値とする。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十八号の二の次に次の一号を加える。

二十八の二の二　設備規則第四十九条の二十三の二においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備

別表第一号一(3)アの表中

| | | |